

編集後記

最近、新型コロナウイルスのワクチンの効果を調べるために、英国では被験者を新型コロナウイルスに曝露させる臨床試験を行う計画があることが報じられた。これだけ聞くと、なんと野蛮なことをするのかと捉えられかねないが、英国の研究の歴史を踏まえるとそれ程突飛なことではないと思う。

英国には医師自身が被験者になって研究を行うという伝統がある。筆者が1980年代にLondonのHammersmith Hospitalの臨床薬理学教室に留学した際、到着間もない頃、いきなりブラジキニンを静注する実験の被験者になってくれと頼まれ、少々面食らったことを覚えている。筆者は被験者となり、その後は、筆者自身の研究に多くの教室員に被験者になってもらった。この時、気になったのは、日本では、人でもできる研究が動物においてなされていたことである。また、教室の教授は、薬物血中濃度測定のためにアイソトープでラベルした薬物を自ら服用していたと聞いている。このような自発的な行為はnoblesse obligeに由来するのかもしれない。

ところで、ナチスによる非人道的行為がニュルンベルクで開かれた国際軍事裁判において裁かれた。この時、“Permissible Medical Experiments”のタイトルの報告が1947年になされ、これが後にニュルンベルク綱領と呼ばれるようになった。ニュルンベルク綱領第5項には、「死亡や障害を来す恐れのある実験はすべきでない。しかし、医師自身が被験者となる場合は例外かもしれない」という記載がある。医師自身が被験者となる場合は例外とするという考えはどこに由来するのであろうか。綱領の作者が誰であるかについては異なる見方があり、綱領が作成されたのは70年以上も前になるので検証は難しいが、英米人のいずれか、あるいは両方かもしれない。

人を対象とした研究では被験者保護が謳われるのに対して、何故、動物実験はわずかな制約のみで実施してよいのかについて我々は説得力のある説明を持っていない。一方、人を対象として研究を行うには、研究者にもそれなりの覚悟が必要であろう。

(景山 茂)